

X - 1 - 1 - 1 - 02
--------------------

5 年 保 存
---------

秋 本 務 第 3 0 8 号

平 成 2 3 年 3 月 2 4 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察カウンセリングアドバイザー運用要綱の制定について（例規）

犯罪や交通事故の被害者及びその遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の精神的負担の軽減については、「秋田県警察被害者支援カウンセラー運用要綱（例規）」（平成11年3月10日付け秋本務第189号、生安第269号、捜一第132号、交指第104号）に基づき、適切かつ的確に実施しているところであるが、犯罪被害者等の特性に応じたより一層効果的な支援活動を推進するため、別添「秋田県警察カウンセリングアドバイザー運用要綱」を制定し、平成23年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用を図られたい。

別添

## 秋田県警察カウンセリングアドバイザー運用要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、被害者支援のカウンセリング業務に関する指導及び助言等を行うカウンセリングアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 委嘱等

#### 1 委嘱

警察本部長は、次の要件を満たす者のうち、適任と認める者をアドバイザーとして委嘱するものとする。

- (1) 精神科医、臨床心理士等で、臨床心理学、精神医学、カウンセリング等に関する専門的知識及び技能を有すること。
- (2) 被害者支援の重要性及び必要性を理解するとともに、人格及び行動について社会的信望を有すること。
- (3) 秋田県内に居住地又は勤務地を有すること。

#### 2 委嘱書

警察本部長は、前記1の規定によりアドバイザーを委嘱する場合は、委嘱書を交付するものとする。

### 第3 任期

- 1 アドバイザーの任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再委嘱を妨げない。
- 2 アドバイザーが委嘱期間中に解嘱等により欠員が生じた場合における後任のアドバイザーの委嘱期間は、年度末までとする。

### 第4 解嘱

警察本部長は、アドバイザーが次のいずれかに該当するときは、解嘱することができるものとする。

- 1 委嘱の要件を欠くに至ったとき。
- 2 本人から解嘱の申出があったとき。
- 3 心身の故障により、アドバイザーとしての職務を行うことができなくなったとき。

### 第5 業務内容

アドバイザーは、警察職員が行う被害者支援活動のうち、次に掲げる活動について、必要な指導及び助言を行うものとする。

- 1 カウンセリング及び相談の実施に関すること。
- 2 専門機関の紹介又は引継ぎに関すること。
- 3 その他専門的知識及び技能を必要とする活動に関すること。

### 第6 運用要領

#### 1 支援要請

- (1) 所属長は、被害者支援活動において、アドバイザーの専門的な支援が必要であると認めるときは、カウンセリングアドバイザー支援要請書により、警務部警務課長

(以下「警務課長」という。)に要請するものとする。

(2) 警務課長は、要請内容を精査し、アドバイザーの支援が必要であると認めるときは、アドバイザーに対し支援を依頼するものとする。

## 2 報告

所属長は、アドバイザーの支援を受けたときは、その内容をカウンセリングアドバイザー支援結果報告書により、警務課長を経て警察本部長に報告するものとする。

## 第7 秘密の保持

アドバイザーが業務を通じて知り得た秘密は、これを厳守するものとし、その職を退いた後も同様とする。